

会 議 録

1 付属機関等の会議の名称

篠山市文化財保護審議会

2 開催日時

平成30年8月3日（金）午前9時30分から11時30分まで

3 開催場所

篠山市役所第2庁舎3階301会議室

4 会議に出席した者の氏名

（1）委 員 今井進、樋口清一、加藤善朗、山口啓一、中西健治

※池田委員については所用により欠席

（2）執行機関 教育委員会事務局 文化財課

課長 村上由樹、係長 植木友、主査 伊藤大樹、主査 山本有子

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

全て公開

7 非公開の理由

該当なし

8 会議資料の名称

平成30年度第1回篠山市文化財保護審議会資料

9 審議の概要

（1）開会

（2）あいさつ（会長よりあいさつ）

（3）報告事項

① 平成30年度の文化財課の組織及び施策について（資料P.1～2により報告）

・意見なし

(4) 審議事項

① 30年度事業について (事務局より説明)

1) 史跡篠山城跡の保存と活用 (資料 P.4)

委員： 三の丸南広場の整備は植栽をする予定か。

事務局： 植栽よりむしろ伐採する方向で検討している。広場自体に植栽することは現状考えていない。

寄付により桜の植樹を希望されている方もいる。工事とは別で、部分的に桜の植樹を行う可能性はある。

委員： 最近桜が弱っているように感じる。篠山市は桜を市木としているのに少し寂しい感じがする。10年、20年先を考えると桜を植えたらどうかと思う。

事務局： 外堀沿いの桜については、市まちづくり部地域整備課が今年度更新する予定になっている。古い木を伐採して新たに植樹するように聞いている。

委員： お城の広場に木陰のある風景がよく見られるように思うが、三の丸南広場でもそのようなことができないか。

事務局： 三の丸南広場の整備については住民説明会を開催して色々な意見をいただいた。最終的に多目的広場として整備することになった。

委員： 多目的広場とはグラウンドのようなものか。

事務局： グラウンドのようなものである。

会長： 植栽はしないのか。

事務局： 多目的広場になる部分には植栽はしない。

委員： 芝は張らないのか。

事務局： 芝生を張ることも検討したが、広場の使い方などを考慮し、最終的には張らずに整備することになった。

会長： 整備内容については文化庁の許可を得ているのか。

事務局： 昨年度、文化庁に対して整備内容の説明を行った。三の丸南広場はかつて「馬場」だったので、それを再現するとともに市民も利用できるというコンセプトで計画している。今回は植栽を計画していないが、遊歩道整備も計画しており、今後、植栽する可能性もある。寄付による植樹を希望されている方もおられるので、相談しながら効果的に植栽を行いたいと考えている。

委員： 植栽にあたっては、地域にふさわしい樹木を選定いただきたい。

事務局： 桜も含めて、地域にふさわしい樹木を選定する。

2) 篠山城下町における町並みの保存と活用 (資料 P.6～7)

・意見なし

3) 福住地区における町並みの保存と活用（資料 P.8～9）

委員： 「西京街道」の名前の根拠があれば教示いただきたい。

事務局： 福住の伝統的建造物群保存地区の保存対策調査で参考にした「福住村史」に「西京街道」の記載があった。「篠山街道」など色々な呼び方があるが、「西京街道」は、京から篠山城までと定義している。篠山市から西の地区である加東市、加西市でも「西京街道」と呼ばれている。

「西京街道」にかかる事業では、文化庁の承認を受け、支援を受けながら3年間でモニターや拠点整備を実施する予定である。

委員： 「西京街道」にはしっかりした定義があるかどうか不明である。国道372号線には「デカンショ街道」と表示された看板もある。

「西京街道」、「篠山街道」、「デカンショ街道」は全て国道372号線の名称であるが、名称統一が必要と感じる。天引峠から京都にかけて道路が整備され、多くの方が福住、日置を経由して篠山に来られると思う。名称は非常に重要であると考えます。

4) 文化財の保護・管理（資料 P.6～7）

・意見なし

5) 文化施設4館の運営（資料 P.10）

委員： 篠山市立歴史美術館で10月に開催される特別展では、絵巻を展示されるということであるが、源氏物語絵巻は本物を展示されたい。見る人が見ればレプリカであることがすぐ分かるのでよくない。また、一部破損しているので展示に際してきちんと点検いただきたい。

鼠草紙は日本で4本しか存在していない。一番良いのはサントリー美術館とされているが、色の定着は歴史美術館の方がよい。あまり、日にさらすのはよくない。

会長： 歴史施設における古地図等の取扱いには十分気を付けていただきたい。古い地図や文献には差別的表現がそのまま残っている場合がある。これらを展示する際は注意すべきである。

7月25日、歴史施設の職員を対象に、資料の取扱いについて研修を実施した。今後、資料の取扱いについては十分に配慮いただきたい。

6) 伝統文化の振興（資料 P.11）

委員： 春日能の入場者が減少しているが、これは前売り券が減っているのか。

事務局： 前売り券、当日券ともに減っている。

委員： 入場料が高くなったことが理由になっていないか。

事務局： 昨年度から入場料を千円増額した。その時に実施したアンケート調査の「入場料についてはどうか。」という項目では、「概ね妥当」、「安い」という回答が多かった。市内の方で「高い」という回答もあったが、少なかった。

② 文化財の指定について（事務局より説明）

1) 文保寺木造金剛力士像について（資料 P.12～14）

加藤委員より文化財概要について説明

委員長： 名称は「木造金剛力士立像」でよいか。

事務局： 仁王像に関連する文化財を調べると、同じような名称が使用されていた。

会長： 指定名称は提案のとおり「木造金剛力士立像」でよい。

成立時期は永和4年で、南北朝時代のどちらになるか。

事務局： 北朝である。

会長： 北朝年号で示すのか。

委員： 永和4年と記されているのでこのままでよいのではないか。

会長： 成立時期は永和4年（1378）11月16日とする。

委員： 指定は胎内の文書も含めるのか。

会長： 仏像と胎内にある色々な文献も含めて一括で指定することがよいと考えるが、いかがか。

委員： 胎内文書については、別に保管して閲覧に供することについても検討したが、信仰のものであること、保管先で火災に遭うことも考えられることから、元のとおり仏像の胎内に収めた。ただし、胎内にあった文献についてはきちんと写真撮影して記録を残している。

委員： 他の仏像の事例はどうか。信仰の対象であって、研究の対象でなければ閲覧させることはないのか。

委員： 胎内文書については貴重な資料であることから学術に供したいということで別置して閲覧に供しているケースもあれば、信仰のものだからということで胎内に収められているケースもある。

会長： 胎内文書も含め、一括で指定するというところでどうか。

事務局： 今回の指定に際し、以前、県の歴史博物館に相談させていただいたところ、金剛力士像は県内でも4番目に古いものであることから、県指定の可能性も十分にあるという意見をいただいている。県の指定を受けるとなれば、さらに調査が進められることを申し添える。

会長： 歴史博物館に相談した際、胎内文書の取扱いについて意見はあったか。

事務局： 胎内文書の取扱いに関する意見はなかったが、文書は傷みやすいため、保管方法としては、何百年先のことを考えると元に戻すというのが望ましいとの意

見はいただいた。

会 長： 特に意見がないので、教育長からの諮問については、これから後、修復された木造金剛力士立像を現地で確認の上、当審議会では承認することとする。

(5) 現地視察

文保寺楼門

今井会長よりあいさつ

修復後の木造金剛力士立像を確認

事務局より今後のスケジュールについて説明

(6) 閉会